

ウメ輪紋ウイルスに関する強化対策の実施について

1 趣旨

農林水産省は、ウメ輪紋ウイルス（以下「PPV」という。）の緊急防除区域における新たな宿主植物の植栽（以下「再植栽」という。）は、PPVの感染拡大を助長し、根絶に向けた防除の妨げとなるおそれがあることから、再植栽の自粛を求めてきたところである。一方、「平成28年度ウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会（第2回）」において、市町村が主体となり、重点的に防除を行う「強化対策」を実施することにより、再植栽後の感染リスクを十分に低減できることが確認されたところである。

平成28年度の冬から一部地区において再植栽が始まったところであるが、今後、新たに強化対策を実施しようとする市町村が取り組むべき強化対策の内容や、再植栽の判断基準、再植栽に当たっての留意事項等、強化対策を円滑に実施するために必要な事項を改めて定めるものとする。

2 強化対策地区の設定

(1) 強化対策地区の決定

強化対策を実施しようとする市町村は、あらかじめ強化対策を実施する地区（以下「強化対策地区」という。）を定め、当該市町村をその区域に含む都道府県と調整した後、農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）にプラムポックスウイルス緊急防除実施細目（平成21年4月14日付け21消安第530号農林水産省消費・安全局長通知。以下「実施細目」という。）4の（3）に準じて、対策を実施する前年の9月末までに、実施細目別記様式第3号を提出し、プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について（平成22年2月17日付け21消安第12215号消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。）第14の1に基づき開催されるウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会（以下「対策検討会」という。）において、当該地区の設定について承認を得ることとする。

(2) 強化対策地区の区分

強化対策地区は、原則大字単位で設定することとする。なお、当該地区には次のとおり中心地区及び周辺地区を設定することとする。

- ・中心地区：PPVの根絶の早期化を図り、ウメ、モモ等の宿主植物（以下「宿主植物」という。）の再植栽を予定する地区
- ・周辺地区：中心地区へのアブラムシの飛来を防ぐため、中心地区の周囲に設定する地区（少なくとも中心地区の周囲500メートル以上の地区を基本とする。）

3 強化対策の内容

強化対策を実施する市町村（以下「管理市町村」という。）は、次に掲げる取り組みを実施することとする。

(1) 感染状況調査

強化対策地区内に存在する全ての宿主植物に対して、年3回の感染状況調査を実施

し、感染植物の早期発見に努めること。なお、疑似症状が確認された植物については、植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。以下同じ。）に検定を依頼すること。

(2) アブラムシ防除

強化対策地区内に存在する全ての宿主植物に対して有翅アブラムシが発生する春季及び秋季にそれぞれ1回ずつアブラムシ防除を実施すること。

なお、住宅街で防除を行う場合には、薬剤散布以外の方法を検討するなど、地域住民に対して配慮して防除を実施すること。

(3) 感染植物の即時伐採

PPVの感染が確認された植物は、原則として、植物防疫官から感染通知を受けた日から起算して2週間以内に伐採すること。やむを得ず伐採が遅れる場合は、枝の切除などの感染拡大防止措置を同期間内に実施すること。

(4) 地域住民への周知

(1)～(3)の取組が円滑に実施できるよう、事前に地域住民への周知・調整を実施すること。

4 強化対策地区における再植栽の要件

対策検討会において、強化対策が適切になされたことが確認され、かつ次に掲げる要件を満たすと判断された場合は、農林水産省は、翌年の4月10日まで強化対策地区における再植栽の自粛を要請しないこととする。

(1) 別紙1の1の調査の結果、ウメ実生苗でPPVの感染が確認されないこと。

(2) 3の(2)のアブラムシ防除が確実に実施され、別紙1の2の調査の結果、当該防除の効果が十分に認められること。

5 再植栽植物等に感染が確認された場合の取扱い

(1) 再植栽された植物（以下「再植栽植物」という。）に感染が確認された場合には、以下の対応を行う。

ア 植物防疫所は、3の(1)による検定で、再植栽植物に感染が確認された場合、管理市町村及び当該市町村をその区域に含む都道府県にその旨を報告する。

イ 管理市町村及び都道府県は、アの報告を受けた場合、3の(3)に基づき、速やかに伐採を行う。

ウ 植物防疫所は、管理市町村及び都道府県と協力し、感染が確認された再植栽植物から半径500メートルの区域を調査範囲として、宿主植物の感染状況調査を行う。

エ 管理市町村は、ウの調査の結果、感染植物が存在しないことが確認されるか、当該調査により特定された感染植物が適切に処分されるまでの間、再植栽は行わない。また、感染植物から半径15メートルの区域内に存在する園地については、感染が確認されてから3年間は再植栽は行わない。

(2) 感染の原因が、管理市町村による強化対策の不徹底に起因すると植物防疫課長が判断した場合は、植物防疫課長によりその改善が確認されるまでの間、再植栽は行わない。

(3) 感染の原因が、強化対策の内容自体の不備に起因すると判断された場合は、農林水

- 産省が強化対策の内容を見直すまでの間、管理市町村は、新規の登録を中止すること。
- (4) 強化対策地区内の既に植栽されているウメ、モモ等の宿主植物（再植栽した植物を除く。以下「既存植物」という。）から感染が確認された場合は、局長通知第10の1に基づき対処することとする。なお、再植栽植物の伐採は管理市町村及び都道府県が自ら行うものとし、当該植物については補償の対象としない。

6 再植栽に当たっての留意事項

再植栽に当たっては、緊急防除区域から除外されるまでの間、強化対策を継続することとし、かつ、以下の対応を行うこととする。

- (1) 再植栽される植物は、遺伝子診断等によりPPVが検出されないことを確認した上で、植物の種類、数、植栽場所が、管理市町村により別記様式1に基づき登録されること。
- (2) 管理市町村は、(1)に基づく登録状況（別記様式1）について、毎年4月10日までに管理市町村を所管する植物防疫所に報告する。
- (3) 管理市町村は、年3回の感染状況調査を実施するとともに、生産者等に対し、再植栽植物の観察を日常的に実施し、異常があれば速やかに管理市町村に報告するよう求める。報告を受けた管理市町村は、目視調査及び検定を行い、その結果を速やかに植物防疫所へ報告する。
- (4) 管理市町村は、生産者等に対し、再植栽に当たっては、原則として既存植物から半径15メートルを超える区域に植栽するよう求める。なお、半径15メートルの区域内に植栽する場合にあっては、管理市町村は植物防疫所にその旨を連絡し、植物防疫所は、再植栽予定地点から半径15メートルの区域内にある全ての既存植物について、病徴の有無にかかわらず遺伝子検定を行う。

7 実施状況の報告

管理市町村は、3の実施状況を実施細目別記様式第4号により、毎年9月末までに植物防疫課に報告すること。

再植栽の判断基準にかかる調査方法について

1 ウメ実生苗の調査

管理市町村は、中心地区を 250m 四方に区切り、アブラムシの飛翔行動の特性を考慮して、街道沿い等アブラムシが飛来しやすい場所を含め、可能な限りまんべんなくウメ実生苗を設置する区画を選定する。アブラムシ飛来最盛期までに、各区画において1ヶ所以上に、当年生のウメ実生苗を植栽することとする。

また、5月から7月までの各月末に、管理市町村が目視調査を行い、PPVの疑似症状が確認された場合には、検定を行い、その結果を植物防疫所に報告することとする。

なお、8月末に植物防疫官が同様の調査及び検定を行うこととし、8月末までの調査において、検定によりPPVの陽性が確認されなかった場合は、ウメ実生苗で感染が生じないこととする。

2 アブラムシ発生調査

植物防疫官は、中心地区内において春期のアブラムシ飛来期に2週間の期間をあけて4回以上調査を行う。なお、調査に当たっては120本のウメ又はモモ（以下「ウメ等」という。）を無作為に抽出し、1樹あたり5本の新梢を調査する。1本の新梢あたり15頭以上のアブラムシが確認された場合は、寄生新梢と判定し、中心地区の寄生新梢率（ $(\text{寄生新梢数} / \text{調査対象植物数} \times 5) \times 100$ ）が7.5%以上の場合には、強化地区内において薬剤散布等の追加防除を実施するよう指示する。

なお、寄生新梢率が7.5%未満の場合又は7.5%以上の場合でも速やかに3の(2)のアブラムシ防除が追加実施された場合には、防除の効果が十分に認められることとする。

別記様式第3号

平成 年度プラムポックウイルス防除強化地区に係る事業実施計画書

1 防除強化地区

防除強化地区	対象園地数	宿主植物数	宿主植物所有者数	備考
合計	園地	本	人	

2 宿主植物の所有者の一覧

3 防除強化計画の概要

4 防除強化計画の詳細

(1) 発生状況調査

実施予定時期	実施体制	備考

(2) アブラムシ防除

消毒方法	実施予定時期	散布薬剤	実施体制	備考

(3) 感染植物の伐採

項目	実施予定時期	実施体制	備考

(4) その他（周知活動等）

項目	実施予定時期	取組内容	備考

5 経費の内訳

6 その他特記事項

(各取組の責任主体について記載すること。)

別記様式第4号

平成 年度プラムポックウイルス防除強化地区に係る事業実施報告書

1 防除強化地区

防除強化地区	対象園地数	宿主植物数	宿主植物所有者数	備考
合計	園地	本	人	

2 事業の実施概況

(1) 発生状況調査

実施時期	調査園地数	調査本数	感染園地数	感染本数	備考

(2) アブラムシ防除

消毒方法	実施時期	散布薬剤	散布園地数	散布本数	備考

(3) 感染植物の伐採

項目	実施時期	取組の実績	備考

(4) その他（周知活動等）

項目	実施時期	内容	備考

3 経費の内訳

4 その他特記事項